

改正

令和元年8月16日告示第259号

令和5年3月31日告示第94号

樫原市生活援助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業として、樫原市生活援助事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の対象者の地域における自立した日常生活の支援に資すること。
- (2) 第6条に規定する従事者等である高齢者が地域で社会参加することによって、自らの健康や生きがいの充実を図り、地域社会の福祉の向上と活性化に資すること。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、市長が指定する事業者（以下「事業者」という。）が、市長が定める基準に従って提供する、事業の対象者の見守りを兼ねた生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助をいう。以下「サービス」という。）とする。

(事業対象者)

第5条 事業の対象者は、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者であって、介護予防支援及び第一号介護予防支援事業の結果、事業の利用が必要と判断された者とする。

(市長が指定する事業者)

第6条 事業者は、次に掲げる全ての要件を充たすものとする。

- (1) 事業者のサービスの提供に従事する従事者又は会員（以下「従事者等」という。）が本市に住所を有しており、かつ、おおむね60歳以上であること。
- (2) 従事者等が、事業者が実施するサービスの提供に必要な研修を受けていること。
- (3) 次条に規定する事業の実施基準を充たしていること。
- (4) その他市長が事業の実施に必要と認める要件を充たしていること。

2 事業者の指定をするに当たっては、樫原市第一号事業所の指定等に関する規則（平成27年樫原市規則第28号）及び樫原市第一号事業所の指定等に関する要綱（平成27年樫原市告示第106号）の規定の例によるものとする。

(事業の実施基準)

第7条 第4条の市長が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者が当該事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従事者等の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。
- (2) 事業者は、事業所ごとに、常勤の管理者及びサービス責任者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができるものとする。
- (3) 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない
- (4) 事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (5) 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被

保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の有無及び事業対象者の有効期間を確かめるものとする。

- (6) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。
- (7) 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (8) 事業者は、介護予防ケアプラン（介護予防支援又は第一号介護予防支援事業により作成されるサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。
- (9) 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。
- (10) 事業者は、サービスの提供をした際には、サービスの提供日及び内容、当該サービスについての法第115条の45の3第3項の規定により利用者によって支払いを受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- (11) 事業者は、従事者等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。
- (12) 事業所の管理者は、事業所の従事者等及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- (13) 事業所の管理者は、事業所の従事者等にこの条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (14) サービス責任者は、アからオまでに掲げる業務を行うものとする。
 - ア サービスの利用の申し込みに係る調整をすること。
 - イ 介護予防支援事業所等との連携に関すること。
 - ウ 従事者等の業務の実施状況を把握すること。
 - エ 従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - オ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (15) 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (16) 事業所は、前号の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- (17) 事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- (18) サービスに係る第一号事業支給費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについては、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の62の3第2項の規定を準用する。

（第一号事業支給費及び利用者負担）

第8条 サービスに係る費用は、1回当たり1,040円とし、第一号事業支給費を890円、利用者負担額を150円とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（令和元年8月16日告示第259号）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前のサービスの利用に係る第一号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。